



長野県報

9月6日(木)
平成30年
(2018年)
第3006号

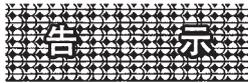
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課)	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	1
公共測量の実施(建設政策課)	2

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課)	2
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	3
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	3
大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	3
家畜商法に基づく講習会の開催(園芸畜産課)	4
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課)	5
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	10
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)	10
特定調達契約に係る一般競争入札(10件)(道路管理課)	10
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課)	21
正誤(危機管理防災課)	22



長野県告示第510号

平成30年9月26日、長野県議会定例会を長野市に招集し

ます。

平成30年9月6日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第511号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年9月6日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 通所介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社たまゆら	デイサービスセンターたまゆらの丘	飯田市北方3406-1	平成30年9月1日

介護支援課

長野県告示第512号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年9月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間
平成30年9月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年9月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
飯山都市計画下水道 飯山市公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課及び飯山市役所上下水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年9月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープファーマーズサン・ライフ店
茅野市玉川神之原2802-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
信州諏訪農業協同組合
代表理事組合長 小松 八郎
諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社長野県A・コープ
代表取締役社長 千野 勇
長野市市場2-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,989平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 90台
(2) 駐輪場の収容台数 10台
(3) 荷さばき施設の面積 180平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 29立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)長野県A・コープ	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 4か所 出口 4か所 合計 8か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	午前4時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成30年8月10日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成30年9月6日から平成31年1月7日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室